

フロン回収・破壊法改正に係る経緯等

	法律制定等関連
平成13年 6月22日	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」公布（平成13年法律第64号）
平成14年 4月1日	フロン回収・破壊法施行（業務用冷凍空調機器関連部分）
10月1日	“ （カーエアコン関連部分）
7月12日	「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」（平成14年法律第54号）の制定に伴うフロン回収・破壊法の一部改正
平成17年 1月1日	自動車リサイクル法全面施行（廃棄するカーエアコンからのフロン回収については以後同法により規制）
4月28日	京都議定書目標達成計画（閣議決定）
10月～	中央環境審議会・産業構造審議会の合同会議にて審議（全5回）
平成18年 1月25日	合同会議報告取りまとめ
3月7日	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定、国会提出
6月8日	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成18年法律第59号）
年内	政省令公布予定
平成19年 9月16日	モントリオール議定書採択20周年
10月1日	改正フロン回収・破壊法施行
平成20年	京都議定書第一約束期間開始